

# 資料 3

## 学連の一般社団法人化に関する検討開始について

2021.11.22 理事会

はじめに～法人化とは～

- ・関西女子学連は、法人格を持たない。すなわち権利や義務の遂行の主体となりえず、権限や責任がない、任意の組織であるということになる。
- ・一般社団法人とは、営利を目的としない人の集まり・団体と規定される。法人化されると権利義務の主体となることができ、組織運営の透明性が求められるが、団体としての社会的信用が高まり、広告費獲得等は理解が得られやすい環境となる。
- ・JBA、都道府県協会、日学、関東男子のほか、関西男子も法人化（2020年から）。  
全体として法人化が社会の流れ。女子学連としても検討が必要。  
→法人化とは、「社会に通用する権利・義務の遂行主体となること」

### 1. 関西男子の経緯

- ・2008年のリーマンショック以降、協賛企業からの減額、取りやめが相次ぐ。
- ・2008年の大阪インカレで協賛獲得活動をしたが、安定的な状況には至らず。
- ・2010年ころからインターネット活用と連動させた協賛獲得活動へ
- ・2011年ころから法人化の可能性検討開始
- ・2014年FIBAのJBA指導により、各都道府県協会は法人化を義務化。大学カテゴリーでは日学法人化を推進する方向決定
- ・2016年大阪府協会法人化
- ・2017年近畿協会、滋賀県協会、関東男子が法人化
- ・2018年日学が法人化（一般財団法人）。男子学連としては90周年事業と位置づけて検討開始（=組織改革検討委員会⇒法人化検討委員会（8名で構成））。
- ・2020年男子学連90周年。同時に法人化

### 2. 関西男子の経験から

- ・関東男子のものをひな型にして検討した。
- ・一般財団法人にはできない（300万円の財産が必要）ので、一般社団法人とした。
- ・期待したことは、1) 運営の透明化（財務の公開や、議事録の蓄積など）  
2) 社会的な信用（体育館借用、協賛や補助金の獲得など）  
⇒持続化給付金の受領（160万円）、補助金へのアプライ（スポーツ庁など）  
⇒社会的信用となるが、それに応える対応が必要（事務力量形成と維持継承）  
⇒体育館借用等での可否での信用にはなるが、安価になることは期待できない
- ・理事の絞り込み  
正式な意思決定の仕組みを大きく設定するとその事務（実務）が非常に面倒になる

理事は思い切って絞り、委員会という形で各大学指導者の協力を得ている

- ・法人化は流れ（北海道学連も法人化。関東女子も検討中）であり、早晚検討課題になる
- ・JBAとの関係性は、定款に明記しておくことがよい。
- ・定款のもとでの規則や細則の整備が課題となる。
- ・デメリットとしては、各部の事務力量と厳密性が問われる（総務、財務、広報渉外）。
- ・法人化を検討する際には日学と相談をしておくことが望ましい（榎田専務理事）
- ・関東女子も検討されているので情報交換したらどうか

### 3. 女子学連としての進め方

- (1) 一般社団法人とは何か、一社に移行するとはどういう意味なのか？を理事会、常任理事会で共有する。⇒本日理事会
  - \* 必要に応じて、他学連調査、日学との調整などを進める必要がある。
- (2) 理事会、常任理事会構成員からみた懸念点について意見をもらい、それらについて逐一解決・整理したうえで、検討に入るべき。
- (3) 検討にあたっては、「法人化検討委員会」または「組織検討委員会」を設けて検討して、理事長に答申する（答申したものを持ち出す）。
- (4) 委員会で検討するための素案を作成する必要があるため、総務部、広報渉外部で1月常任理事会または理事会に提出できるように検討する。
- (5) 専門家の定款チェックとアドバイスを受ける必要がある（女子学連の関係者で委嘱できる可能性がないか検討する）
- (6) 2022年度当初に検討委員会を設置し具体化を図ることとする。2023年3月の改選期に移行するのが最短スケジュールとなる
- (7) 会計ソフトなど、一社の運営に対応できるものを用意する必要がある（研究が必要）。

（以上）